

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 58
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの貯蔵所の技術基準適合命令
概要	市長は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該貯蔵所の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第18条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第18条第3項 都道府県知事は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が第16条第2項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	